

審査基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号		
許認可等の種類	介護老人保健施設の広告事項の許可	根拠条項	第98条第1項		
審査基準	<p>○広告できる事項</p> <p>(1) 施設の管理者の氏名</p> <p>(2) 施設のFAX番号、E-mailアドレス及びホームページURL</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 協力医療機関の診療科名</p> <p>(5) その他事業所の特色（次に掲げるものを除く。）</p> <p style="margin-left: 20px;">①他のサービス事業者、施設との比較情報</p> <p style="margin-left: 20px;">②特定の製品の宣伝などの商業行為</p> <p style="margin-left: 20px;">③サービス内容に係る根拠の無い評価等</p> <p style="margin-left: 20px;">④宗教的・政治的宣伝を伴った情報</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤医療の内容に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">⑥その他虚偽、誇大広告等</p>				
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課
				標準処理期間	14日
				標準経由期間	-日
					目次NO
					10